

協同農業普及事業の今後の方向性について（意見）

1. 基本的な考え方

◎ 活動の考え方は現行制度を踏襲

- 農業改良助長法の規定に基づいて、国と都道府県が連携・協力して、直接、農業者に接して技術・知識の普及指導に取り組むことを基本とする。

◎ 事業は重点化（公的機関としての活動に特化）

- 民間のビジネスとしての活動とは一線を画し、公的な活動に特化することによりサービスの対象者・対象事業を絞り込む。

2. 普及事業は二本柱で

◎ スペシャリスト機能（※）

- 新規就農者（企業の農業参入・就農後5年以内の者含む）への支援活動を行う。
- 主に技術・知識の指導機能として、基礎的な技術指導、研修の斡旋・調整、地域との連携、計画作成指導等を行う。

◎ コーディネート機能

- 地域維持の観点に立った支援活動（民間のビジネスにはなじまない活動）を行う。
- 主に、地域活動の窓口・推進役の機能として、人と農地の問題解決のまとめ役、鳥獣害や環境対策の推進、各種施策・助成制度の周知・推進等を行う。
- 特に、それぞれ重要だが縦割りで複雑に絡み合った国の施策（補助事業・交付金・助成・資金制度等）を、現場で効果的に活用させる機能を果たす。

（※）基礎的な技術・知識・情報、地域との連携等を必要とする者（民間では対応が難しい者）を対象とした支援活動に特化し、既に技術・知識等を有する先進的な経営体（いわゆるトップ層）に対する活動は、原則、民間に任せる。

3. 普及事業との連携について（公庫の立場として）

◎ 連携に向けた役割分担の考え方

【普及】… 技術・知識をツールとして、現場と政策を繋ぐ役割

【公庫】… 融資をツールとして、現場と政策を繋ぐ役割

新規就農する者の育成・定着

【普及】… 就農相談対応、研修の斡旋、技術指導、就農計画・資金計画の作成指導 など

【公庫】… 青年等就農資金による融資、経営指導 など

地域の担い手（人・農地プランに位置付けられた中心経営体等）の育成・定着

【普及】… 地域の話し合いのまとめ役、各種施策（補助事業・交付金・資金制度）の活用に向けた助言、必要な計画等の作成指導 など

【公庫】… スーパーL資金等による融資、経営指導、販路開拓支援 など